

痛みとつらさに関するスクリーニングの運用要領

- (3) 医療者への教育
- (4) ニュースレターなどの広報
- (5) その他 緩和ケアセンターにおいて必要と判断された場合。

1 主旨

がん患者の身体的苦痛や精神的苦痛、社会的苦痛等のスクリーニングを、診断時から外来及び病棟で行う。緩和ケアセンターで定めた質問内容に沿って行う。また、スクリーニングで抽出されたがん患者の痛みやつらさに対して、緩和ケアセンターの専従看護師等が対応し、症状緩和に努める。

2 スクリーニング対象者

スクリーニング対象診療科で、がんと診断された患者とする。

3 スクリーニング実施時期

がんと診断された時から、外来では受診毎に、入院では毎日実施する。

4 方法

病棟及び外来看護師が聞き取りを行う。なお、質問紙による運用は平成28年度限りとし、それ以降は、緩和ケアセンターが定めた多機能携帯端末を用いるものとする。

5 スクリーニング結果

痛みやつらさのある患者について、緩和ケアセンター専従看護師がラウンド・再評価し、対応する。なお、多機能携帯端末での聞き取りについては、診療録として承認されている。

6 スクリーニング結果取り扱い

多機能端末によるスクリーニング結果は、平成27年6月18日のIT戦略委員会電子カルテ部会において診療録と承認された。

7 システム管理

スクリーニングシステムは医療情報部で管理する。

8 スクリーニング体制の評価

緩和ケアセンターは、以下を目的とする場合に限り医療情報部からスクリーニングに関するデータをCSVで受領し、解析を行う。

- (1) 緩和ケア委員会活動報告 3回/年
- (2) 研究

附 則 この要領は平成28年5月18日から施行する。

痛みやつらさのスクリーニングに関する細則

緩和ケアセンター

1. 入院のスクリーニングにおける対象条件
 - (1)がんと診断されている患者
 - (2)病棟看護師が評価可能と判断した患者
判断基準は「痛みでできないことや困っていることはありませんか」に回答できる患者とし、その他の項目は評価の基準とはしない
 - (3)対象診療科（外科・消化器内科・婦人科・血液内科・呼吸器内科/呼吸器外科・耳鼻咽喉科頭頸部外科・泌尿器科・緊急緩和ケア病床）に入院している患者
 - (4)がん治療・がん以外の治療を目的として入院している場合も含む
上記(1)～(4)にすべて該当する患者は入院のスクリーニング対象患者とする。
2. 入院のスクリーニング非対象者
 - (1)がん疑いの患者
 - (2)非がんの患者
 - (3)緊急、臨時入院の当日（予定入院は実施する）
 - (4)退院日当日
 - (5)対象診療科以外の診療科に入院している場合
 - (6)ICU・HCUなど特殊な状況下に入院している場合
 - (7)手術当日
 - (8)病棟看護師がスクリーニングを困難と判断した患者
 - (9)3日以内のパス入院患者

(1)～(9)のいずれかに該当している場合は、スクリーニングの非対象者とする。
3. 外来患者スクリーニング実施条件
外来受診は痛みやつらさを担当する主診療科または緩和医療科がスクリーニングを実施する診療科となり、主診療科からの依頼をうけた診療科は重複してスクリーニングを行わない。

附則 平成27年12月7日施行

平成28年5月18日改訂

平成28年7月7日改訂

緩和ケアに関するテレカンファレンス実施要領

- 1 目的
痛みやつらさの症状緩和が困難な患者について、他施設の緩和ケアの専門家とテレカンファレンスを行い、患者の苦痛軽減を図り、青森県立中央病院（以下「当院」という。）の緩和ケアの質の向上を目指すものである。
- 2 日時
毎週木曜日 16:30～ 1時間程度
- 3 参加者
(1)緩和ケアにおける専門的・知識技術を有する医師者、但し当該施設個人情報保護に関する誓約書を交わしている者とする
(2)緩和ケアセンターに所属する医師者および緩和ケアチームメンバー
(3)緩和ケアセンターでオブザーバーとして参加を認めた当該施設外の医師者
但し当該施設個人情報保護に関する誓約書を交わしている者とする
- 4 テレカンファレンス対象患者
以下に掲げる患者の中から、優先度が高いと緩和ケアセンター看護師が判断した患者を対象とする。
(1)痛みによる生活障害があり、かつ安静時、動作時、平均のいずれかにおいて中程度以上(NRS4またはVRS2以上)の痛みがある患者
(2)痛み以外の身体症状による生活障害、かつ中程度以上(VRS2以上)のつらさを有する患者
(3)主治医または病棟看護師から痛みとつらさについてテレカンファレンスでの検討依頼があった患者
5. 方法
(1) ブイキューブ社のクラウド型 Web 会議サービス（以下「ブイキューブ」という。）を用いる。
(2) 緩和ケアセンター専従看護師は、テレカンファレンスでの検討について、主治医の許可を得る。
(3) カンファレンスの結果は、主治医に「推奨」という形で電子カルテのメールで報告する。
(4) テレカンファレンスで検討した患者は、1 週間以内に再評価する。再評価の結果は、翌週のテレカンファレンスで報告する。

6. 個人情報の保護

- テレカンファレンスをおして知り得た個人情報について、それぞれが遵守すべき個人情報保護関係法令及び地方公共団体の定める条例等に基づき、適切に取り扱うこと。当院以外のテレカンファレンスの参加者は、誓約書（別紙 1）を施設長に提出する。
7. テレカンファレンスの活動報告
(1) 緩和ケア委員会(3回/年)およびニューズレターなどで報告する。

8. 庶務
テレカンファレンスの庶務は、緩和ケアセンターが担う。

附 則

この要領は、平成28年5月18日から施行する。

青森県立中央病院

院長 藤野 安弘 殿

誓約書

私は、青森県立中央病院より発信し多地点で実施する、緩和ケアに関するカンファレンスにおけるテレビ会議において、貴院の電子カルテを閲覧することによって知り得た秘密を漏らさないことを厳守することを、ここにお誓いいたします。

平成 年 月 日

住所

所属

氏名

印